

調査基準価格の算出方法等について

令和4年（2022年）4月1日以降に公告する案件から赤字部分について変更します。

《対象となる工事等》

予定価格（税込み）1億5,000万円以上の工事及び工事に附属する委託並びに総合評価一般競争入札に係る工事に適用します。なお、担当課が直接発注する委託業務・維持修繕業務等については対象となりません。

《調査基準価格の算出方法》

調査基準価格は、予定価格算出の基礎とした工事費積算内訳書に基づき、次の方法により算出した額の合計額とします。

《工事》

◎適用範囲

予定価格の7.5/10から9.2/10

◎算出式

- (1) 直接工事費×0.97
- +
- (2) 共通仮設費×0.9
- +
- (3) 現場管理費×0.9
- +
- (4) 一般管理費×0.68

(1)から(4)までの合計額（税抜）とします。

*上記の算出方法で得た額が、工事の予定価格に9.2/10を乗じて得た額を超える場合又は7.5/10を乗じて得た額に満たない場合は、これらの額とします。

*スクラップ評価額が計上されている場合は、控除した額で算出することとします。

*上記の算出方法で得た額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てることとします。

*特別な技術を要する専門工事等は、予定価格×7.5/10から9.2/10までの範囲で市が定めることとします。

《工事に附属する委託業務》

◎算出式

予定価格×8/10

*上記の算出方法で得た額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てることとします。